

平成30年 8 月 6 日

陳情第136号

日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」について、小田原市庁舎内での勧誘・販売・配付・集金等を自粛することを求める陳情

日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」について、小田原市庁舎内での勧誘・販売・配付・集金等を自粛することを求める陳情

陳情者は、平成26年9月25日、貴議会に本件陳情と同趣旨の陳情を提出いたしました。賛成していただいた議員が少なく不採択となりました。

4年を経過し、議会の構成も改まっておりますし、当時陳情に反対された議員諸兄姉の御意見を参考に、小田原市庁舎内での「しんぶん赤旗」の販売行為を自粛させていただきたく、再度陳情いたします。

【陳情趣旨】

1 政党機関紙であるということ

政党とは、思想信条を同じくする者が組織する結社であるところ、その政党の思想信条を広宣するための手段である政党機関紙は、本来その政党の思想信条に賛同する者が、自己の意思によって購読するものであるはずですが、しかし、小田原市庁舎内で日本共産党は、管理職に昇任した職員を対象として機関紙「しんぶん赤旗」の購読の勧誘を行い、庁舎内において販売・配付し、集金を行っております。一部の職員を除く多数の管理職職員が購読を強いられているのが実態です。

議員という地位が、職員に対して優越的な地位にあるのでパワーハラスメントが成立すると陳情者は考えますが、前回の陳情において反対に立たれた議員は、優越的な地位に立つものではないと言明されています。しかし、議員という地位（予算承認権、条例制定権等）に全く配慮もせずに執務についている職員はそれほど居ないものと思料いたします。議員とは職員にとって、そういう存在であることを自覚されるべきです。日本共産党小田原市議団は職員の内心の自由に踏み込んで、購読を求めるといふ不法行為を速やかに止めるべきです。

2 政党機関紙と、議員の市政報告との相違

多くの議員が政務活動費や私費を使い、自らの議会活動を広報するため議会報告紙を発行しています。これらは、対価を求めるわけでもありませんし、記事によっては職員にも執務の参考になることもあります。陳情者は、こうした議員の議会活動を広報する手段を否定してはおりません。日本共産党小田原市議団も、庁舎外で議会報告紙を郵送やポスティングなどで配布しているわけですから、本件陳情に同意できないとしても理由の一端は理解されるものと考えております。庁舎内における議員の配付物について、政党機関紙と議会報告紙とは明確に区別されるべきです。

3 政治活動であること

「しんぶん赤旗」の購読者に交付される領収書には、常に一定の政治的主張が3行ほどの短いメッセージとして記されています。時に無料法律相談と称し、有償で行うべき法律相談を公選法に反し無償で提供することを告知するなどしております。それらを政党の政治活動として職員に働きかけていることになるわけですから、自由な政治活動の範囲を逸脱していることを理解すべきです。

4 他の自治体の状況

神奈川県内では、鎌倉市が執務エリアへの立ち入りを禁止することで、実質的に販売行為の規制に踏み込んでいます。これは、共産党議員だけでなく、他の議員も含め、個人情報保護、守秘義務

厳守の観点からとられた措置ですが、実態として職員が望まない購読勧誘から守っております。

同様の判断は、本年になり茅ヶ崎市議会、藤沢市議会でも本件陳情と同趣旨の陳情が採択、趣旨了承され、拡大しつつあります。福岡県や長崎県でも同様の判断が拡大しているところです。

政治的中立性を保持すべき職員に、政党機関紙である「しんぶん赤旗」を、憲法第19条に反しかねない方法で購読を求めるのは、護憲政党の名に値しない不法行為ですので、直ちに改めるべきです。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、日本国憲法、小田原市庁舎管理規則に従い、日本共産党小田原市議団に、小田原市庁舎内で「しんぶん赤旗」の勧誘・販売・配付・集金等の販売活動を職員にはたらきかけることを自粛するよう求めること。

平成30年8月6日

小田原市議会議長
加藤 仁司 様

提出者

小田原市中村原303
加藤 哲男 ㊞